

行動科学を活用した家庭部門における省エネルギー対策検討会 設置要綱

(制定) 平成 29 年 6 月 26 日付 29 環地地第 138 号

(目的)

第 1 条 行動科学の知見を活用した家庭部門対策について産学官が一堂に会して議論し、効果的な方策を示すことにより、都内全体のエネルギー消費量の約 3 割を占める家庭部門における省エネルギー対策を一層推進していくことを目的として、行動科学を活用した家庭部門における省エネルギー対策検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(所管事項)

第 2 条 検討会は、次に掲げる事項について議論を行う。

- 一 都民の行動特性及び都の特徴を踏まえた家庭部門に対する省エネルギー対策
- 二 都民の行動特性及び都の特徴を踏まえた家庭部門に対する再生可能エネルギー機器等普及策
- 三 その他必要事項

(構成)

第 3 条 検討会の委員は、学識経験を有する者のうちから局長が委嘱する。
2 座長が必要と認めるときは、検討会に委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日から平成 30 年 3 月 31 日までとする。

(座長)

第 5 条 検討会に座長を置き、委員の互選によってこれを定める。
2 座長は、検討会を代表し、会務を総理する。
3 座長に事故があるときは、あらかじめ座長の指名する委員がその職務を代理する。

(招集)

第6条 検討会は、座長の命を受け、局長が招集する。

(会議の公開)

第7条 検討会は、公開とする。

(議事録等の作成)

第8条 検討会ごとに議事録を作成することとする。

- 2 議事録は、公開とする。ただし、東京都情報公開条例第7条各号に掲げる非開示情報に該当する部分については、非公開とすることができる。
- 3 前項ただし書に基づく非公開は、その根拠を明らかにすることとする。
- 4 前2項の規定は、検討会資料等について準用する。

(謝金の支払)

第9条 局長は、委員又は第3条第2項の規定する委員以外の者であって検討会に出席した者に対し、謝金を支払うことができるものとする。

(事務局)

第10条 検討会の庶務は、環境局地球環境エネルギー部地域エネルギー課において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関して必要な事項は、座長が定める。

附 則 (平成29年6月26日付29環地地第138号)

この要綱は、平成29年6月26日から施行する。